

告示

埼玉県告示第三百六十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	加須鴻巣線	鴻巣市天神三丁目九四番三地先から 同市天神三丁目二九二番一地先まで

二 指定する期日

令和三年四月一日